



教材の精選と 指導の重点化の観点と方法

丑 込 幸 男

一、「精選」について

昭和四十七年十月二十七日付文部事務次官通達「小学校・中学校・高等学校の学習指導要領の一部改正ならびに運用について」の中の2の(2)のエでは「教科書の使用に当たっては、学習指導要領に示す各教科等の目標及び内容に照らし、また、児童・生徒の実態を考慮して、必要によりその記述内容の取り扱いに軽重を加えたり、内容を精選したりするなどの適切な配慮を行うこと。」と述べてある。

この場合の「内容の精選」は、明らかに教科書の記述内容についてである。つまり、精選の対象とするのは教科書の内容である。同時に、授業に使用される教科書以外の補助教材も含めるべきである。これらを総称して「教材の精選」と考える。その中心が教科書にあることは言うまでもない。

なお、学習指導要領に示された内容については取捨選択を含む精選はしないが、「重点の置き方に工夫を加え」、「目標及び内容の趣旨を逸脱しない範囲内で、児童の実態を考慮して」その取り扱いに軽重を加えたり、統合（ある内容を他の内容と一体的に取り扱う）したりすることは当然のことである。

二、「重点化」について

「指導の重点化」を考える根拠としては、前項に掲げた通達によって、小